

# 特定事業協議の際は景観に関する基準について確認を！ 特定事業協議をすることによって景観協議は不要となります

## 1 地区・地域の確認 「岡崎市わが街ガイド」 <https://www2.wagmap.jp/okazakicity/Portal>

地区・地域名称	主な住所	 岡崎市わが街ガイド 「都市計画情報」 「その他地域地区等」 を選択
景観形成一般地区	岡崎市全域	
八丁地区景観形成重点地区	八帖町 など	
藤川地区景観形成重点地区	藤川町 など	
眺望景観保全地域「特別地域」 (大樹寺から岡崎城天守への眺望)	大樹寺から岡崎城南方の地域まで	

## 2 景観協議対象行為の確認

景観形成一般地区		
建築物	高さが18m超 延べ面積が1,000㎡超	新築 増築 改築 移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
工作物	建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物のうち、高さ18m超 高さ5m超の擁壁 高さ5m超の高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの 幅員が4m超、又は延長が10m超の橋梁、こ線橋、横断歩道橋その他これらに類するもの	新築 増築 改築 移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
八丁地区景観形成重点地区 / 藤川地区景観形成重点地区		
建築物 工作物	すべてのもの	新築 増築 改築 移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
眺望景観保全地域「特別地域」(大樹寺から岡崎城天守への眺望)		
建築物 工作物	近景保全地域：すべてのもの 中景保全地域：高さ10m超 遠景保全地域：高さ20m超	新築 増築 改築 移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

## 3 対象行為に該当する場合

立面図に着色、マンセル値を記入(計画段階のもので構いません。)

景観配慮チェックシートを作成、添付(各項目の記述に該当するかの確認を行ってください。該当する場合は具体的な配慮事項若しくは配慮できない理由を記載してください。)

(届出の対象行為の場合(建築物の新築など))景観形成基準への適合確認を行ってください。

(必ず事前にまちづくり推進課景観まちづくり係の職員に相談してください。適合できていない場合、是正指導を行います。)

緑地を設ける場合は、植物の種類を記載してください。(計画段階のもので構いません。)

詳細はメールでお問い合わせいただくか、岡崎市HP「景観協議・届出」をご覧ください。

✉ : [machizukuri@city.okazaki.lg.jp](mailto:machizukuri@city.okazaki.lg.jp)

URL : <https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p038656.html>



岡崎市HP「景観協議・届出」